運用の方法から３つ以上の区分に該当する運用の方法であること。ただし、第91条第１項第２号ロ、第３号ヌ若しくはル、第４号ロ又は第５号ロ（以下「特定区分」という。）の運用の方法から選定する場合には、当該特定区分の運用の方法から資産の種類又は資産の配分が異なるよう留意して、運用の方法が適切に選定・提示されていれば、特定区分から３以上選定することも可能であること	運用の方法から３つ以上（簡易企業型年金の場合２つ以上）の区分に該当する運用の方法であること。ただし、第91条第１項第２号ロ、第３号ヌ若しくはル、第４号ロ又は第５号ロ（以下「特定区分」という。）の運用の方法から選定する場合には、当該特定区分の運用の方法から資産の種類又は資産の配分が異なるよう留意して、運用の方法が適切に選定・提示されていれば、特定区分から３以上選定することも可能であること	
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）	
四・五　（略）	四・五　（略）	
２　（略）	２　（略）	
（削除）	（元本確保の運用方法）	
第92条　削除	第92条　削除	
第142条　連合会が徴収する手数料の額は次のとおりとする。	第142条　連合会が徴収する手数料の額は次のとおりとする。	
一　（略）	一　（略）	
二　加入者掛金（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金と中小事業主掛金。次条第２号において同じ。）を拠出するとき　120円に当該拠出に係る拠出期間の月数を乗じて得た額	二　加入者掛金及び中小事業主掛金の収納及びこれに付随する事務に係る手数料　収納１回当たり105円	
三・四　（略）	三・四　（略）	
（手数料の徴収の方法）	（手数料の徴収の方法）	
第143条　連合会は、次の各号に掲げる方法により、加入者等の個人型年金の個人別管理資産から手数料を徴収するものとする。	第143条　連合会は、次の各号に掲げる方法により、加入者等の個人型年金の個人別管理資産から手数料を徴収するものとする。	
一　（略）	一　（略）	
二　前条第２号に掲げる手数料については、拠出期間ごとに拠出する加入者掛金のうちから控除することにより徴収する。	二　前条第２号に掲げる手数料については、拠出期間ごとに拠出する加入者掛金（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金と中小事業主掛金）のうちから控除することにより徴収する。	
三　（略）	三　（略）	
（個人型年金事業に係る財務状況の確認等）		（新設）
第147条の２　連合会は、少なくとも５年ごとに、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、個人型年金の事業及び財務に係る状況及びその見通しを踏まえ、手数料の在り方について検討を加えるものとする。		
２　連合会は、毎事業年度の決算、事業の実施状況等を踏まえ、個人型年金に係る事業の安定的かつ継続的な運営のため必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。		
附　則（抄）		附　則（抄）
（復興特別区域の被災者に関する脱退一時金の請求手続）		（復興特別区域の被災者に関する脱退一時金の請求手続）
第３条の３　（略）		第３条の３　（略）
２　前項の請求に係る請求書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。		２　前項の請求に係る請求書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一～三　（略）		一～三　（略）
四　請求者が前条第１号ハに規定する者である場合にあっては、その者が雇用されていた事業所が東日本大震災による被害を受けたため同日から平成25年３月10日までの間に当該事業所に使用されなくなったことを明らかにすることができる書類		四　請求者が前条第１号ハに規定する者である場合にあっては、その者が雇用されていた事業所が東日本大震災による被害を受けたため同日から平成25年３月10日までの間に当該事業所に使用されなくなったことを明らかにすることができる書類
五～七　（略）		五～七　（略）
３　（略）		３　（略）

附　則（令和８年４月１日公告）

（施行期日）

第１条　この規約は、令和８年４月１日から施行する。ただし、改正後の第142条第２号、第143条第２号、第147条の２及び次条の規定は、令和９年１月１日から施行する。

（改正後の手数料に関する経過措置）

第２条　改正後の第142条第２号の規定は、同号の規定の施行の日以後に納付される加入者掛金（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金と中小事業主掛金）について適用する。